

令和2年3月6日
健康部保健予防課

精神障害者退院後支援事業の実施について

令和2年度より措置入院患者等の退院後支援事業を実施する。

記

1 事業の目的

国が平成29年に示した「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の理念に基づき、措置入院中の精神障害者等について、退院後の支援方針を明確にし、計画的な支援を実施することで、対象者が退院後、安心して生活を送り、必要な医療等が継続的かつ確実に受けられるようにする。

2 対象者

措置入院中の精神障害者等のうち、地域関係者がネットワークを組んで支援をすることが退院後の安定した地域生活構築に寄与すると考えられる者のうち、計画作成の申込みがあった者

3 支援計画の作成主体

保健所（帰住先住所地を所管する保健相談所）

4 事業内容

基本的な事業の流れは以下のとおり。

- (1) 入院中の対象者に病院職員が事業利用の働きかけを行う。
- (2) 保健相談所担当者（保健師等専門職）が本人と面会し、退院後支援計画の説明を本人に行う。
- (3) 本人が保健所に退院後支援申込書を提出する。
- (4) 本人を含む関係者と退院後の支援計画を協議・作成
- (5) 退院
- (6) 計画に基づく支援を保健所が実施（原則退院後6か月以内）
- (7) 支援期間が満了した場合は、支援を終了する。ただし、本人の病状や生活環境の変化等によって、本人の同意を得た上で、支援期間の延長を行うことができる。

※対象者が必要な医療を継続的に受けられるようにするため、支援計画・内容等について専門家を含めた関係者で定期的に事例検討を行う。